

3

開発協力の適正性確保のための取組

ODAを中心とする開発協力は、開発途上国の開発や成長だけでなく、日本と開発途上国との間の友情と信頼関係の確かな絆^{きずな}を築くとともに、国際社会における日本の地位の向上や、日本自身の平和と繁栄の確保に大いに貢献してきました。その一方で、ODA事業に関連して不正が行われたことや、不測の事態によって十分な援助効果が上げられなかったり、遅れが生じたりしたこともあります。

日本政府は、こうした経験を将来への教訓とするため、評価制度の整備、透明性の向上、事業管理プロセスの改善、受入国や市民社会を含む幅広い関係者との対話の実施など、様々な努力を続けてきました。日本政府は、今後もより効果的で適正な開発協力の実施に向けた不断の努力を行っていきます。

また、環境・社会面に配慮した案件の実施のため、JICAでは、開発協力の適正性を確保する取組の一環として、環境社会配慮ガイドラインを定めています。

(1) 不正行為の防止

ODA事業に関連した不正行為は、適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、国民の税金を原資とするODAへの信頼を損なうものであり、絶対に許されるものではありません。

外務省およびJICAは、過去に発生した不正行為の教訓を踏まえつつ、これまで、監視体制の強化（不正腐敗情報に係る窓口の強化、第三者検査の拡大など）、ペナルティの強化（参加資格停止措置期間の上限引上げ、違約金の引上げ、重大な不正行為を繰り返した企業に対する減点評価の導入など）、および参加資格停止措置の対象拡大（措置対象者の企業グループや、措置期間中の者から事業譲渡などを受けた者も対象に加えるなど）を行い、不正行為を防止するための取組を強化してきました。

日本は、ODA事業に関連した不正行為は断じて許

さないという強い決意の下、引き続き、不正行為の防止に向け、しっかりと取り組んでいきます。

(2) 国際協力事業関係者の安全対策

ODA事業を中心とする開発協力の実施にあたっては、JICA関係者のみならず、ODAに携わる企業、NGOなど全ての国際協力事業関係者の安全確保が大前提です。そのために、外務省およびJICAでは平素から十分な安全対策や体制整備を行っています。2023年のスーダン、ニジェール、イスラエル、パレスチナ等での治安情勢の悪化に際しては、情勢を的確に見極めながら、国際機関等とも連携し、現地の国際協力事業関係者の迅速な国外退避を実施するなど、人命最優先で関係者の安全確保に努めました。

また、2016年7月のバン格拉デシュ・ダッカ襲撃テロ事件後、関係省庁、政府関係機関および有識者が参加した国際協力事業安全対策会議での再検証の結果公表された「最終報告」^{注27}を受け、外務省およびJICAは、同報告書に記載された安全対策^{注28}の実施に取り組むとともに、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化しています。最終報告以降に常設化された2023年の同会議では、国際協力事業関係者の安全に関わる各種情勢や対策・取組等について議論を行いました。

同事件を受け、国際協力事業関係者を含む中堅・中小企業関係者の海外安全対策を強化すべく2016年に創設された「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」^{注29}は、日本企業の海外展開に関係する省庁や機関が参加し、局長級の本会合を年1回程度開催しています。直近では2022年11月に開催し、山田外務副大臣（当時）が出席した第7回本会合では、ネットワーク参加組織は積極的な啓発活動に取り組み、中堅・中小企業に安全情報が届くよう積極的なアウトリーチを実践していることが確認されました。次回会

注27 国際協力事業の安全対策 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/keitai/page22_000120.html

注28 (1) 脅威情報の収集・分析・共有の強化、(2) 事業関係者およびNGOの行動規範、(3) ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、(4) 危機発生後の対応、および(5) 外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方の5点。

注29 中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/network.html

合は2024年の開催を予定しています。

(3) 開発協力における性的搾取・虐待などに関する取組

近年、人道・開発支援における性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント（SEAH）への国際的な関心が高まっています。2018年10月に英国がSEAHに関する国際会議を主催し、日本を含む主要ドナーは取組の強化に関するコミットメントに署名しました。また、2019年7月には、OECD/DACにおいて、「開発協力と人道支援における性的搾取・虐待・セクシャルハラスメントの撲滅に関するDAC 勧告」が採択されました。

こうした動きを踏まえ、外務省では、研修などを通じた職員の啓発に加え、国民の理解促進のため、日本の基本的な立場や勧告の概要を外務省ホームページ [注30](#) に掲載しています。

JICAにおいても、SEAH撲滅に向けての理事長メッセージをホームページ [注31](#) に掲載するとともに、就

業規則やJICA関係者の倫理等ガイドラインにSEAH防止を記載し、JICA事業に関わる幅広い関係者にSEAH防止の重要性を周知しています。また、相談窓口や、万一事案が発生した際の対応およびモニタリング体制の整備にも取り組んでいます。

また、2021年8月、2022年1月に実施された、NGO・外務省定期協議会連携推進委員会においても、SEAH撲滅が議題の一つとなり、これを受けて令和4年度以降の日本NGO連携無償資金協力の実施要領にSEAHの予防について盛り込むなどの対応をとっており、引き続き、国内との関係者とも連携しつつ、具体的な取組を検討しています。

2021年12月には、国連諸機関におけるSEAHの予防や対応の一層の取組を求める国連事務総長宛の共同書簡が、英国を中心とする有志国により発出され、日本も署名に加わりました。2023年、日本が議長国を務めたG7広島サミットでは、首脳コミュニケにおいて、G7首脳は、SEAH撲滅の取組へのコミットメントを確認しました。

注30 開発分野における性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）に係る国際的取組
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page24_000019.html

注31 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントの撲滅に向けて（理事長メッセージ）
https://www.jica.go.jp/information/info/2019/20191120_01.html